

概要版



壱岐市 こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年 3月
壱岐市

計画策定にあたって

近年、少子高齢化及び人口減少が加速度的に進行している状況の中、不登校、いじめ、こどもの自殺の増加やこどもの貧困、ヤングケアラー、子育てにおける負担感の増加等、こどもや若者を取り巻く状況は深刻化・複雑化しており、こどもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

このたび、恵岐市においては、「第2期恵岐市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることから、これまでの取組やサービスの内容を継承・発展するとともに、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とした「こども基本法」に基づく「恵岐市こども計画」として新たに策定し、本市のこども・若者に向けた施策を総合的かつ強力に推進することとします。

計画の期間

本計画は、計画期間を令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和9（2027）年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第2期 恵岐市子ども・子育て支援事業計画					恵岐市こども計画				

計画の基本的な考え方

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「第4次恵岐市総合計画」の内容を踏まえつつ、市民一人ひとりが寄り添い、ともに助け合い、つながりあいながら、これから恵岐市の未来をつくっていくこどもたち・若者たちを育んでいく環境づくりを目指し、計画の基本理念を「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 恵岐 ～こどもと若者の希望がかなう つながり ささえあう島づくり～」として、様々な取組やサービスの充実を推進していくこととします。

基本理念（将来像）

ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 恵岐
～こどもと若者の希望がかなう つながり ささえあう島づくり～

計画の体系

基本理念（将来像）である「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐 ～こどもと若者の希望がかなう つながり ささえあう島づくり～」を実現するために、5つの基本目標を定め、以下の様々な取組を推進します。

基本目標1

壱岐市の全てのこどもが持つ権利の保障

◆施策

- (1) こども・若者の権利の擁護
- (2) こども・若者の意見表明・参加の促進

基本目標2

妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制の充実

◆施策

- (1) こどもや母親の健康の確保
- (2) 小児医療の充実
- (3) 食育の推進
- (4) 子育て支援のネットワークづくり
- (5) 家庭や地域の教育力の向上
- (6) 地域における子育て支援サービスの充実

基本目標3

こどもの成長段階に応じた支援の充実

◆施策

- (1) 幼児期の教育・保育サービスの充実
- (2) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (3) 児童・生徒の健全育成の推進
- (4) 思春期保健対策の充実

基本目標4

こどもや子育て家庭に対する専門的支援の充実

◆施策

- (1) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (2) 障がい児施策の充実
- (3) 経済的支援の推進
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) こどもを取り巻く有害環境対策の推進
- (6) 不登校やひきこもり対応の充実
- (7) 地域ぐるみでの居場所づくりの推進
- (8) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (9) 被害にあったこどもの保護の推進
- (10) こどもの貧困対策の推進

基本目標5

こども・若者が希望を持って生きていくための支援の充実

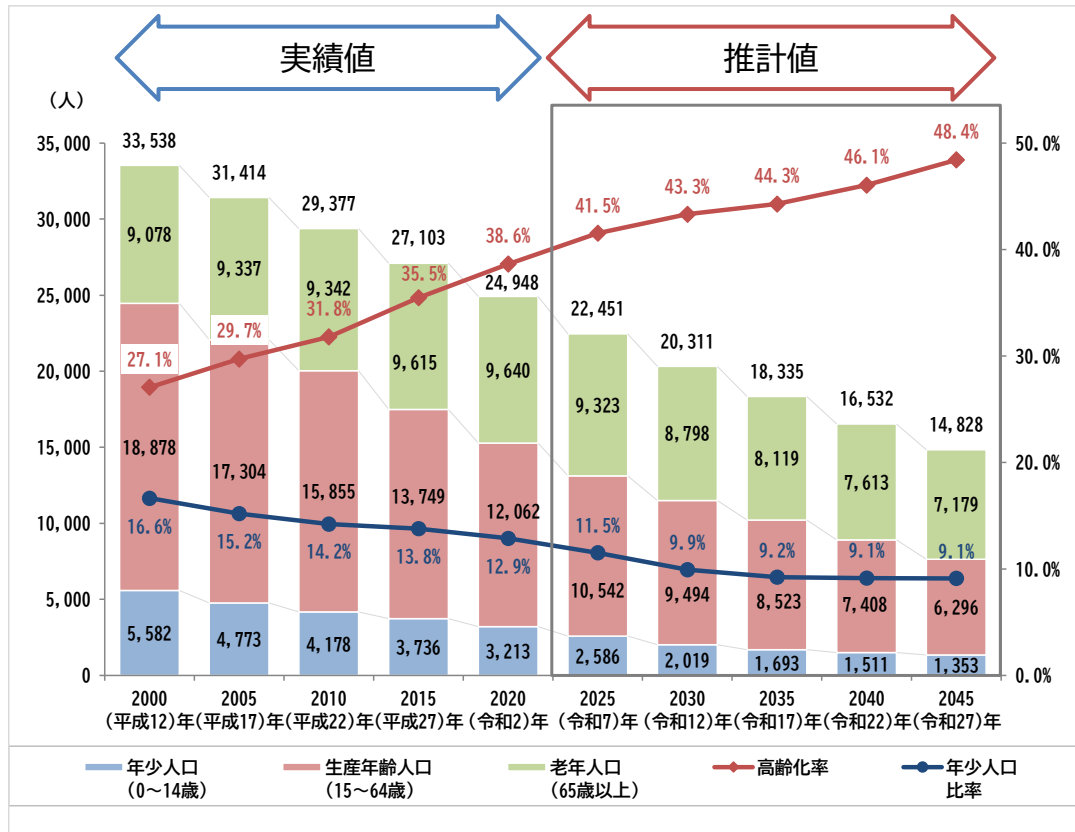
◆施策

- (1) 次代の親の育成
- (2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- (3) ヤングケアラーへの支援
- (4) 良質な住宅の確保
- (5) 良質な居住環境の整備
- (6) 安心して外出できる環境の整備
- (7) 安全・安心のまちづくりの推進等

壱岐市の現状

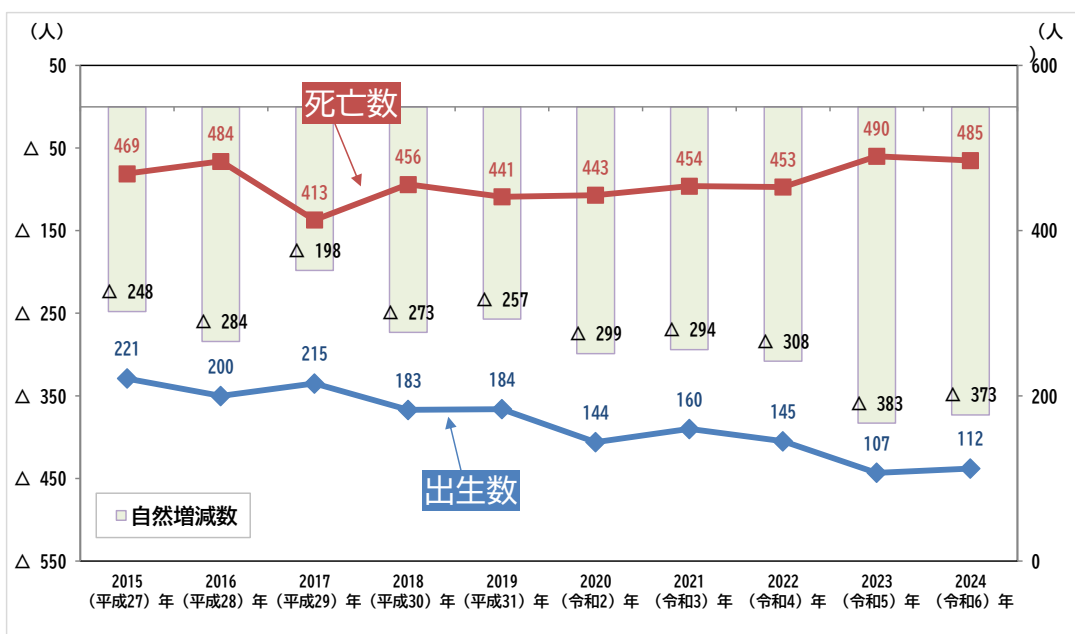
壱岐市の人口の推移と今後の推計

本市の人口は年々減少しており、令和2年の国勢調査によると24,948人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向となっています。



出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、死亡数は微増傾向、出生数は減少傾向となっています。



■令和11年までのこどもの数の推計（0歳～5歳）

0～5歳のこどもの数の推計では、令和7～11年の各年の合計数は減少傾向にあります。

単位 (人)	基準値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	120	120	115	112	108	105
1歳	102	123	122	118	115	111
2歳	145	100	122	122	117	114
3歳	150	147	102	123	123	118
4歳	139	147	144	99	121	121
5歳	180	136	145	142	97	119
合計	836	773	750	716	681	688

壱岐市の子育て支援サービス

■教育・保育事業(幼稚園・認定こども園・保育園)

子ども・子育て支援制度のもとでは、保護者の申請を受けた市町村が、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、「1号認定」「2号認定」「3号認定」に分け、保育の必要性を認定した上で教育・保育に要する費用の給付を行う仕組みとなります。

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を支援する事業です。地域の実情に応じた、様々な取組を実施しています。

事業名	内 容
利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
一時預かり事業	保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
病児・病後児保育事業	急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とする事業です。
産後ケア事業	産後の母親のからだところのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談ができる事業です。

子育て支援サービスの提供体制

■教育・保育の量の見込みと提供体制

事業名	見込み／確保	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園・認定こども園 (1号認定)	見込み	人／年	136	124	115	108	113
	提供数	人／年	695	555	555	555	555
保育所・認定こども園 (2号認定)	見込み	人／年	290	264	246	230	242
	提供数	人／年	331	331	331	331	331
保育所・認定こども園 (3号認定)	見込み	人／年	254	272	266	256	250
	提供数	人／年	370	370	370	370	370

■地域子ども・子育て支援事業の提供体制

事業名	提供数の単位		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	箇所数		1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人日／月		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一時預かり事業	人日／年	幼稚園型	25,000	25,000	24,000	24,000	23,000
		幼稚園型以外	400	440	480	530	580
妊婦健康診査	回数／年		1,700	1,650	1,600	1,550	1,500
乳児家庭全戸訪問事業	人／年		120	120	120	110	110
養育支援訪問事業	人日／年		60	60	60	60	60
ファミリー・サポート・センター	件数／年		110	120	130	150	160
病児・病後児保育事業	人日／年		250	250	250	250	250
放課後児童クラブ	人／年		230	230	230	230	230
妊婦等包括相談支援事業	面談回数／年		360	345	336	324	315
こども誰でも通園制度	人／日		—	5	5	5	5
産後ケア事業	人／年		120	115	112	108	105

計画の目標

壱岐市では、こども計画を策定するにあたって、下記の目標を掲げてこども・若者支援を推進します。

	項 目		現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	こども・若者の意見を聴取するワークショップ等の開催数		0回/年	3回/年
2	認定こども園の設置数		1箇所	2箇所
3	幼児教育アドバイザーの設置数		0人	3人
4	こどもの居場所づくりネットワーク会員数		0人	30人
5	こどもの居場所づくりネットワーク会員による、新たなこどもの居場所の設置数		0箇所	4箇所
6	壱岐市は子育てがしやすいまちだと感じている市民の割合	未就学児	63.8%	80.0%
		就学児	61.5%	80.0%
7	子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がある保護者の割合	未就学児	84.6%	95.0%
		就学児	88.8%	95.0%
8	育児休業を取得した父親の割合	未就学児	6.4%	15.0%
9	朝食を毎日食べるこどもの割合	小5	79.9%	90.0%
		中2	81.5%	90.0%
10	ヤングケアラーについて知っている保護者の割合	小5 保護者	63.1%	80.0%
		中2 保護者	67.5%	80.0%
11	今の自分が好きだと思う若者の割合		51.5%	70.0%
12	自分の将来に希望を持っている若者の割合		70.8%	90.0%

壱岐市こども計画（概要版）

発行・編集：壱岐市 市民部 いきいろ子ども未来課

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562 TEL：(0920) 48-1117 FAX：(0920) 47-4400